

重要なお知らせ

地活発第 000263 号
令和 3 年(2021 年)1 月 15 日

町内自治会長 様

地域活動推進課長 岩本 清昭
東区役所総務企画課長 小島 雅博

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を 踏まえた地域行事等の開催について（要請）

新型コロナウイルス感染症について、令和 3 年(2021 年)1 月 14 日付で、国の緊急事態宣言発令に伴う措置と同等の熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令され、県民の皆様へ不要不急の外出自粛やイベントの開催制限等について、要請が行われたところです。（緊急事態宣言の内容については、別紙をご参照ください。）

これまでも、市民の生命や暮らしの安全のため、マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、人と人の間隔の確保等の十分な感染防止対策を講じたうえで地域活動を行っていただくようお願いしているところですが、今回の宣言発令に伴い、地域行事等（会合等含む）の開催について、中止又は延期をご検討いただくようお願いいたします。

地域行事等の中止や延期が困難な場合は、感染防止対策を徹底して上で実施していただきま
すようお願いいたします。

なお、既に休館している公設公民館（児童館(室)・図書室除く）や地域コミュニティセンターにおきましても、当面の間、休館を継続することとしています。

【問い合わせ先】

文化市民局地域活動推進課
TEL 096-328-2036
東区役所総務企画課（地域班）
TEL 096-367-9121